六十の四	チソツマブ　ベドチン及びその製剤
六十一～百十八	（略）
百十八の二	マバカムテンの製剤であつて一カプセル中マバカムテンとして五mg以下を含有するもの
百十八の三～百十八の八	（略）
百十九～百三十四の三	（略）
百三十四の四	ラゼルチニブ、その塩類及びそれらの製剤
百三十四の五～百三十四の十	（略）
百三十四の十一	リスジプラムの製剤であつて次に掲げるもの
(1)	一瓶（二g）中リスジプラム六〇mg以下を含有するドライシロツプ剤
(2)	一錠中リスジプラム五mg以下を含有するもの
百三十四の十二	（略）
百三十四の十三	リバスチグミンの製剤であつて一枚中リバスチグミン五一・八四mg以下を含有する貼付剤
百三十四の十四～百三十四の十六	（略）
百三十五～百四十二	（略）

別表第五（第二百二十八条の十関係）

医薬品	
一～三十七	（略）
三十八	イボシデニブ及びその製剤
三十九～百四十三	（略）
百四十四	チスレリズマブ及びその製剤
百四十五	チソツマブ　ベドチン及びその製剤
百四十六～二百三十八	（略）
二百三十九	ラゼルチニブ、その塩類及びそれらの製剤
二百四十～二百四十六	（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第二十六号

救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第四十四条第一項の規定に基づき、救急救命士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十七日

厚生労働大臣　福岡　資麿

救急救命士法施行規則の一部を改正する省令

附則に次の一項を加える。

5　厚生労働大臣が指定する市町村（東京都並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。）の消防機関の職員である者が行う法第四十四条第一項の厚生労働省令で定める救急救命処置は、令和八年三月三十一日までの間（当該期間内に開始された処置にあっては、当該処置が終了するまでの間）、第二十一条第一項各号に規定するもののほか、心肺機能停止状態でない重度傷病者に対する厚生労働大臣の指定する薬剤の投与とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第二十七号

確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第五十七条、第六十条第三項及び第六十四条第二項の規定に基づき、確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十七日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（新設）	
六十一～百十八	（略）
（新設）	
百十八の二～百十八の七	（略）
百十九～百三十四の三	（略）
（新設）	
百三十四の四～百三十四の九	
（新設）	
百三十四の十	（略）
（新設）	
百三十四の十一～百三十四の十三	（略）
百三十五～百四十二	（略）

別表第五（第二百二十八条の十関係）

医薬品	
一～三十七	（略）
（新設）	
三十八～百四十二	（略）
（新設）	
（新設）	
百四十三～二百三十五	（略）
（新設）	
二百三十六～二百四十二	（略）